

お客さま各位

2017年9月25日

住宅金融支援機構資金等に関する事務の委託について

千葉銀行は、2017年10月2日（月）から独立行政法人住宅金融支援機構および独立行政法人福祉医療機構のご融資に関する事務手続きにつきまして、新規融資業務を除き、株式会社 住宅債権管理回収機構※への事務委託を開始しますのでお知らせいたします。

お客さまからの独立行政法人住宅金融支援機構および独立行政法人福祉医療機構に関するご相談、諸手続き、事務連絡等につきましては、株式会社 住宅債権管理回収機構がお受けしますので、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、本事務委託にあたり、現在ご融資をご利用中のお客さまにお手続きいただくことはございません。また、現在お客さまがご利用中のご融資に関するご返済条件については一切変更ありません。毎月のご返済金につきましても、現在のご返済口座にご入金ください。

何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社です。（法務大臣許可番号第91号）

【2017年10月2日（月）以降のお問い合わせ先（事務委託先）】

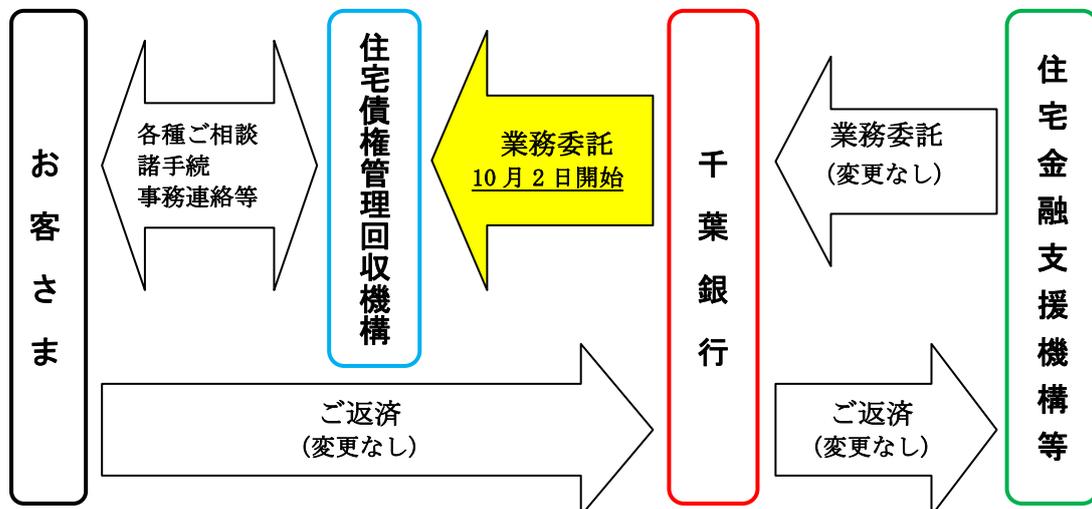
〒162-0811 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル

株式会社 住宅債権管理回収機構 ローン管理一部

ご用件内容	電話番号
月々のご返済に関するご相談窓口	03-6388-9401
繰上償還等諸手続きのお申し込み・ご相談窓口	03-5225-4540

（受付時間 平日 午前9時から午後5時）

【業務委託のイメージ】



以上